

# 医療法人 明徳会 総合新川橋病院

## 行 動 計 画

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 平成 20 年 8 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日

2.内 容

目 標 1 平成 21 年 1 月までに、所定外労働の削減のための措置として  
ノー残業デーを設定する。

<対 策>

- ・ 平成 20 年 9 月～ 各部署ごとに所定外労働の原因の分析を実施
- ・ 平成 20 年 11 月～ 所定外労働の分析結果を基に管理職の研修を実施
- ・ 問題点などの検討を行ない具体化していく。

目 標 2 平成 21 年 6 月までに、年次有給休暇の取得日数を、各部署  
一人あたり年間平均 12 日以上とする。

<対 策>

- ・ 平成 20 年 12 月～ 院内広報誌を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する  
研修の実施し問題点などの検討を行ない具体化していく。

目 標 3 平成 21 年 7 月までに、子供の出生時に父親が取得できる休暇  
制度を導入する。

<対 策>

- ・ 平成 21 年 1 月～ 院内広報誌を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する  
研修の実施し問題点などの検討を行ない具体化していく。